

佐賀県告示第83号

佐賀県未収債権審査委員会設置規程（昭和39年佐賀県告示第359号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山口祥義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(組織) 第2条 略 2 略 3 委員は、 <u>政策調整監</u> （政策部の分掌事務に係る政策の <u>調整</u> を推進する <u>政策調整監</u> のうちから知事が指定する職員に限る。）、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。	(組織) 第2条 略 2 略 3 委員は、 <u>政策企画監</u> （政策部の分掌事務に係る政策の <u>企画</u> を推進する <u>政策企画監</u> のうちから知事が指定する職員に限る。）、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。